

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用権の承継の承認
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第21条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市営墓園規則第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 承継が必要である理由を確認する。 (1) 前使用権利者の死亡による承継 前使用権利者の戸籍謄本又は除籍謄本により死亡事実を確認する。 (2) 前使用権利者の死亡以外の原因による承継（生前承継） 新座市営墓園墓所使用権承継申請書により、承継が必要な理由を確認する。 2 戸籍謄本等により前権利者との関係を審査する。 3 申請者が承継することを関係者が承諾していることを証明する書類を求め審査する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和6年12月10日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）